

平成30年かすみがうら市議会第2回定例会
市長提出議案概要書

平成30年5月17日

かすみがうら市

目 次

○ 報告〔 2 件 〕

報告第 3 号	平成 2 9 年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書 について	1
報告第 4 号	平成 2 9 年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費 繰越計算書について	2

○ 承認〔 4 件 〕

承認第 1 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例〉	3
承認第 2 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例〉	6
承認第 3 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例〉	7
承認第 4 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例〉	8

○ 条例に関する議案〔 2 件 〕

議案第 42 号	かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	9
議案第 43 号	かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	10

○ 予算に関する議案〔 1 件 〕

議案第 44 号	平成 3 0 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 1 号）	11
----------	---------------------------------	----

報告第 3 号	平成 2 9 年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について
1 要 旨 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により、かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書を報告するもの。 2 内 容 （1） 総務費 ア 公共交通対策事業（政策） （2） 民生費 ア やまゆり保育所管理運営事業 イ 放課後児童健全育成事業（政策） （3） 商工費 ア 歩崎公園管理運営事業（政策） （4） 土木費 ア 市道整備事業(政策) イ 神立駅周辺整備事業（政策） ウ 街路整備事業（政策） 〔 市長公室：政策経営課 〕	

報告第 4 号	平成 2 9 年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
1 要 旨 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により、かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を報告するもの。 2 内 容 （1） 下水道費 - ア 特定環境保全公共下水道維持事業 - イ 流域下水道整備事業 〔 市長公室：政策経営課 〕	

承認第 1 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例〉					
1 要 旨 かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。 2 内 容 (1) 個人市民税関係 ア 給与所得控除、公的年金等控除から基礎控除への振替に伴う調整(本則第 24 条) <table border="1"> <tr> <td>給与所得控除</td><td rowspan="2">▲ 10 万円</td></tr> <tr> <td>公的年金等控除</td></tr> <tr> <td>基礎控除</td><td>+ 10 万円 (控除額 : 33 万円→43 万円)</td></tr> </table> (2) 固定資産税関係 ア 生産性革命の実現に向けた償却資産の特例措置(附則第 10 条の 2 第 12 項) ・市の導入促進基本計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、償却資産に係る固定資産税をゼロとする 3 年間の時限的な特例措置を創設する。 イ 土地の負担調整措置(附則第 11 条及び第 12 条) ・宅地等の土地に係る現行の特例期間を 3 年間延長する。		給与所得控除	▲ 10 万円	公的年金等控除	基礎控除	+ 10 万円 (控除額 : 33 万円→43 万円)
給与所得控除	▲ 10 万円					
公的年金等控除						
基礎控除	+ 10 万円 (控除額 : 33 万円→43 万円)					

(3) 市たばこ税関係

ア 加熱式たばこの課税方式の見直し（本則第94条）

- ・「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方式とし、平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行する。

イ たばこ税率の改正（本則第95条）

- ・平成30年10月1日から3段階で引き上げる（国と地方合わせて1本当たり1円ずつ計3円）。

○年次別移行一覧

（税率：円／1,000本）

実施時期等	地方			国
	たばこ税	県 たばこ税	市 たばこ税	
<一般品>				
現行	6,122 円	860 円	5,262 円	6,122 円
平成 30 年 10 月 1 日	6,622 円	930 円	5,692 円	6,622 円
平成 32 年 10 月 1 日	7,122 円	1,000 円	6,122 円	7,122 円
平成 33 年 10 月 1 日	7,622 円	1,070 円	6,552 円	7,622 円
<旧 3 級品>				
現行	3,906 円	551 円	3,355 円	3,906 円
平成 30 年 4 月 1 日	4,656 円	656 円	4,000 円	4,656 円
平成 31 年 10 月 1 日	6,622 円	930 円	5,692 円	6,622 円

3 施行年月日

平成30年4月1日（ただし、（3）は、平成30年10月1日）

4 専決処分日

平成30年3月31日

〔 総務部：税務課 〕

承認第 2 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例〉
1 要 旨 かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。 2 内 容 （1） 基金に関わる条文について「診療報酬の支払の円滑化」としていた文言を、「事業費納付金及び保険給付費の支払の円滑化」とする。 3 施行年月日 平成 30 年 4 月 1 日 4 専決処分日 平成 30 年 3 月 31 日 〔 市民部：国保年金課 〕	

承認第 3 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例〉
1 要 旨 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。 2 内 容 （１） 国民健康保険税の賦課限度額及び低所得者に係る軽減判定所得の見直し、特例対象被保険者等に係る申告に係る提示書類の見直し部分を変更する。 ア 基礎課税額（医療分課税額）の賦課限度額 ・「54 万円」⇒「58 万円」 イ 特定同一世帯所属者一人当たりの加算額 ・ 5 割軽減…「27 万円」⇒「27 万 5 千円」 ・ 2 割軽減…「49 万円」⇒「50 万円」 ウ 特例対象被保険者等に係る申告に係る提示書類 ・マイナンバーによる情報連携が可能な場合に対応した文言改正 3 施行年月日 平成 30 年 4 月 1 日 4 専決処分日 平成 30 年 3 月 31 日 〔 市民部：国保年金課 〕	

承認第 4 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例〉
1 要 旨 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。 2 内 容 （1） 第 3 条第 1 項中に同法第 55 条の 2 を加える。（住所地特例適用の国民健康保険被保険者が、年齢到達等で後期高齢者医療被保険者になる場合に、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となるもの。） 3 施行年月日 平成 30 年 4 月 1 日 4 専決処分日 平成 30 年 3 月 31 日 〔 市民部：国保年金課 〕	

議案第 4 2 号	かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
1 要 旨 茨城県医療費助成制度の改正等に伴い改正するもの。 2 内 容 (1) 茨城県内の小児医療費助成制度の入院の対象年齢が高校 3 年生まで拡大されることに伴う改正 (2) 社会保険各法に基づく療養費や給付の項目整理 ・アンマ、はり・きゅう、マッサージ等の対象（保険医療機関等以外のその他の者）の明文化 (3) 児童手当法の改正に伴う改正 ・所得税法の改正に伴い「控除対象配偶者」が「同一生計配偶者」へ (4) 所得判定の対象者追加 ・小児医療費助成制度の対象年齢拡大（中学生→高校生）により、小児本人が婚姻可能年齢となったことから、本人とその配偶者を追加 3 施行年月日 公布の日から施行する。ただし、小児医療費助成制度の対象年齢拡大に伴う改正規定は平成 3 0 年 1 0 月 1 日から施行し、児童手当法の改正に伴う改正規定は平成 3 1 年 6 月 1 日以後の支給制限について適用する。 〔 市民部：国保年金課 〕	

議案第 4 3 号	かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
1 要 旨 国民健康保険期別税額の端数計算の見直しをするため、この条例を改正するもの。 2 内 容 (1) 地方税法第 2 0 条の 4 の 2 のただし書の規定に基づき、期別税額の端数処理を 1, 0 0 0 円未満から 1 0 0 円未満に変更する。 3 施行年月日 公布の日から施行する。 〔 市民部：国保年金課 〕	

議案第 4 4 号	平成 3 0 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 1 号）
-----------	---------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 2, 3 7 3 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 1 6 7 億 4, 3 7 3 万 5 千円とするもの。

2 内 容

（１） 歳入の補正

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
国庫支出金	2, 230, 042	1, 680	2, 231, 722
県支出金	1, 173, 854	313	1, 174, 167
繰越金	150, 000	12, 942	162, 942
諸収入	208, 446	2, 500	210, 946
市債	1, 493, 900	6, 300	1, 500, 200
歳入合計	16, 720, 000	23, 735	16, 743, 735

（２） 歳出の補正

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
総務費	1, 827, 582	20, 173	1, 847, 755
民生費	6, 225, 277	3, 562	6, 228, 839
歳出合計	16, 720, 000	23, 735	16, 743, 735

(3) 事業別補正予算の説明

(単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 総務費の事業費		
旧穴倉小学校施設転用整備事業（政策）	16,377	行財政改革・公共施設等マネジメント推進室
企画調整事業（政策）	1,296	政策経営課
自治振興事業	2,500	市民協働課
イ 民生費の事業費		
災害見舞金等支給事業	1,160	社会福祉課
医療福祉事業	782	国保年金課
生活保護適正化推進事業（政策）	1,620	社会福祉課

(4) 地方債補正

変 更

・旧穴倉小学校跡地施設整備	限度額	変更前	12,000千円
事業債		変更後	18,300千円

〔 市長公室：政策経営課 〕

平成30年かすみがうら市議会第2回定例会

市長提出議案概要書

〔追加提出〕

平成30年5月24日

かすみがうら市

目 次

○ 予算に関する議案〔1 件〕

議案第 45 号 平成 3 0 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 2 号）	1
--	---

議案第 4 5 号	平成 3 0 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 2 号）
-----------	---------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 8 0 7 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 1 6 7 億 5, 1 8 0 万 7 千円とするもの。

2 内 容

（１） 歳入の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
繰越金	162, 942	8, 072	171, 014
歳入合計	16, 743, 735	8, 072	16, 751, 807

（２） 歳出の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
総務費	1, 847, 755	8, 072	1, 855, 827
歳出合計	16, 743, 735	8, 072	16, 751, 807

（３） 事業別補正予算の説明 (単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 総務費の事業費		
職員等人件費	1, 325	総務課
市議会議員補欠選挙事業	6, 747	総務課

〔 市長公室：政策経営課 〕

平成30年かすみがうら市議会第2回定例会

市長提出議案概要書

〔追加提出〕

平成30年6月8日

かすみがうら市

目 次

○ 人事に関する議案〔 1 件〕

議案第 46 号	かすみがうら市教育委員会教育長の任命について	
	（ 大 山 隆 雄 ）	 1

議案第 4 6 号	かすみがうら市教育委員会教育長の任命について
1 要 旨 かすみがうら市教育委員会教育長として、次の者を任命することについて、議会の同意を求めるもの。 2 内 容 (1) 教育長として任命する者 住 所 氏 名 大 山 隆 雄 (2) 任 期 平成 3 0 年 6 月 2 5 日から平成 3 3 年 6 月 2 4 日まで（3 年） (3) 公職歴 ア 平成 2 6 年 1 0 月 1 日から平成 2 7 年 6 月 2 4 日 教育委員会委員、教育委員会教育長 イ 平成 2 7 年 6 月 2 5 日から現在 教育委員会教育長 〔 総務部：総務課 〕	